

諫早市空家等対策の推進に関する条例施行規則

平成 30 年 7 月 31 日

規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）及び諫早市空家等対策の推進に関する条例（平成 30 年条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(立入調査等)

第 3 条 法第 9 条第 3 項の規定による通知は、立入調査通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第 9 条第 4 項の身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第 2 号）のとおりとする。

(指導)

第 4 条 法第 14 条第 1 項の指導は、指導書（様式第 3 号）により行うものとする。

(勧告)

第 5 条 法第 14 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 4 号）により行うものとする。

(命令)

第 6 条 法第 14 条第 3 項の規定による命令は、命令書（様式第 5 号）により行うものとする。

2 法第 14 条第 4 項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第 6 号）のとおりとする。

3 法第 14 条第 4 項の意見書は、意見書（様式第 7 号）のとおりとする。

4 法第14条第5項の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書（様式第8号）により行うものとする。

5 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取通知書（様式第9号）により行うものとする。

6 法第14条第11項の標識は、標識（様式第10号）とし、空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省・国土交通省令第1号）に規定するその他の適切な方法は、諫早市公告式条例（平成17年条例第2号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う方法とする。

（代執行）

第7条 法第14条第9項の規定に基づく行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第11号）により行うものとする。

2 法第14条第9項の規定に基づく行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、代執行令書（様式第12号）のとおりとする。

3 行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（様式第13号）のとおりとする。

（緊急安全代行措置の手続）

第8条 条例第7条第1項の緊急安全代行措置を講ずるときは、空家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を緊急安全代行措置実施通知書（様式第14号）により事前に通知しなければならない。

(1) 緊急安全代行措置の実施概要

(2) 緊急安全代行措置に要する概算費用

(3) 所有者等の費用負担

(4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第7条第2項の空家等の所有者等の同意は、所有者等から緊急安全代行措置の実施に係る同意書兼誓約書（様式第15号）により得るものとする。

（その他）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 3 0 年 8 月 1 日から施行する。

様

諫早市長



立入調査通知書

あなたが所有し、又は管理する下記建築物は、空家等と認められるため、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第2項の規定による立入調査を行うため、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 立入調査を行う建築物
所在地：
用 途：
所有者等の住所及び氏名：

- 2 立入調査日時
年 月 日 時頃

- 3 立入調査の責任者

備考

- 1 立入調査に立ち会われる場合は、上記3に示す者に御連絡ください。
- 2 この立入調査は、犯罪捜査のために行われるものではありません。
- 3 この立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定により、20万円以下の過料に処せられます。

		第 号
<h2>立入調査員証</h2>		
所 属		(写真)
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。ただし、有効期間は、同法の職務に従事する期間とする。</p>		
年 月 日発行		
諫早市長		印

<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>注意 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--

様

諫早市長



指 導 書

あなたが所有し、又は管理する下記建築物は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第1項の規定に基づき指導します。

記

- 1 対象となる建築物
所在地：
用 途：
所有者等の住所及び氏名：
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は第702条の3の規定に基づき住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により当該特例の対象から除外されることとなります。

様

諫早市長



勸告書

あなたが所有し、又は管理する下記建築物は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して必要な措置をとるよう指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となる建築物
所在地：
用途：
所有者等の住所及び氏名：
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は第702条の3の規定に基づき住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により当該特例の対象から除外されることとなります。

様

諫早市長



命 令 書

あなたが所有し、又は管理する下記建築物は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、平成 年 月 日付け 第 号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知していましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる建築物
所在地：
用 途：
所有者等の住所及び氏名：
- 2 命ずる措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限

備考

- 1 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- 2 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 4 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、諫早市長に対し、審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（被告を代表する者は市長）として、提起することができます。ただし、上記により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様

諫早市長



命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する下記建築物は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、諫早市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨を申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地：
用途：
所有者等の住所及び氏名：
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命じようとするに至った事由
- 4 意見書の提出先及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限

備考 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。

年 月 日

諫早市長 様

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

意 見 書

年 月 日付け 第 号による命令に係る事前の通知書について、
空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べます。

記

特定空家等の所在地	
意 見	
証拠書類等の 提出の有無	有 ・ 無

備考 所定の欄に記載できない場合は、余白又は別紙に記入の上、添付してください。また、
証拠書類等の提出がある場合は、この書面に添付してください。

年 月 日

諫早市長 様

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

意見聴取請求書

年 月 日付け 第 号による命令に係る事前の通知書について、
空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第5項の規定に基づき、意見書
の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを下記のとおり請求します。

記

特定空家等の所在地	
所有者等の住所	
所有者等の氏名	
意見の聴取に出席しようとする者の氏名、住所及び連絡先	

備考

- 1 所定の欄に記載できない場合は、余白又は別紙に記入の上、添付してください。
- 2 代理人が意見の聴取に出席する場合は、代理人であることを証する書類を添付してください。

様

諫早市長



意見聴取通知書

年 月 日付けで意見聴取請求書の提出がありましたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第14条第6項の規定に基づき、公開による意見の聴取を行うため出頭を求めますので、同条第7項の規定に基づき下記のとおり通知します。

また、法第14条第8項の規定に基づき、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

記

特定空家等の所在地	
所有者等の住所	
所有者等の氏名	
命じようとする措置の内容	
意見の聴取の日時及び場所	

標 識

下記特定空家等の所有者等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定に基づき、必要な措置をとることを 年 月 日付け 第 号の命令書により命じた。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地：
用 途：
- 2 命じた措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限

様

諫早市長



戒 告 書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する下記特定空家等の（ ）を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等の（ ）を執行しますので、行政代執行法第3条第1項の規定により戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、当市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地：
- (2) 用途：
- (3) 構造：
- (4) 規模：建築面積
延べ床面積
- (5) 所有者等の住所及び氏名：

備考 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、諫早市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（被告を代表する者は市長）として、提起することができます。ただし、上記により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

様

諫早市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する下記特定空家等を 年 月 日までに（ ）するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、当市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

- 1 （ ）する特定空家等
所在地：
用 途：
構 造：
規 模：建築面積
延べ床面積
所有者等の住所及び氏名：
- 2 代執行の時期
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 代執行のために派遣する執行責任者の氏名
- 4 代執行に要する費用の概算による見積額

備考 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、諫早市長に対し、審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（被告を代表する者は市長）として、提起することができます。ただし、上記により審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません。

（表面）

<h2>執行責任者証</h2>			第 号
所属	職名	氏名	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。			
年	月	日	
諫早市長			印
記			
1	代執行をなすべき事項 代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の建築物の措置		
2	代執行をなすべき時期 年 月 日から 年 月 日までの間		

（裏面）

<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）</p> <p>第14条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。</p> <p>10～15（略）</p> <p>行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）</p> <p>第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。</p> <p>注意</p> <p>この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--

様

諫早市長



緊急安全代行措置実施通知書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等について、管理不全な状態にあり、他人の生命、身体及び財産に対する危険が切迫しており、かつ、当該空家等を放置することが公益に反すると認められるため、緊急の応急措置を講ずる必要がありますので、諫早市空家等対策の推進に関する条例施行規則第8条第1項の規定により通知します。

年 月 日までに必要な措置をとることができない場合であって、諫早市長が当該危険を回避するために講ずる下記措置内容に同意するときは、同日までに緊急安全代行措置の実施に係る同意書兼誓約書を提出してください。

記

空家等の所在地	
緊急安全代行措置の実施概要	
緊急安全代行措置に要する概算費用（※）	円
費用負担	緊急安全代行措置に要する費用は、あなたが負担すること。

備考

- 1 上記（※）の費用は概算での見積額となりますので、緊急安全代行措置に同意をされる場合には、実際に要した費用の額及び納期日は、後日通知します。
- 2 緊急安全代行措置に要した費用は、送付された納付書により納付してください。

年 月 日

諫早市長 様

住 所
氏 名
連絡先

⑩

緊急安全代行措置の実施に係る同意書兼誓約書

諫早市空家等対策の推進に関する条例第7条第1項の規定による緊急安全代行措置として、私が所有し、又は管理する次の空家等について、その危険を回避するための下記の措置を諫早市長が講ずることに同意します。

また、緊急安全代行措置に際しては、下記の事項について責任をもって対処することを誓約します。

記

- 1 空家等の所在地

- 2 緊急安全代行措置についての同意事項
 - (1) 緊急安全代行措置の内容

 - (2) 緊急安全代行措置に要する概算費用

- 3 誓約の内容
当該措置に係る費用は、措置完了後、市からの請求に基づき速やかに支払います。
当該空家等が、今後危険な状態にならないよう、適切に管理します。